

健康診断に関する注意事項

受診票記入方法に関する注意事項

健診の混雑を避けるため、同意の場合は受診票に事前に記載して、健診の受付をしてください。

(1) 法定外検査項目への同意署名

法定外項目については、個人情報保護法に基づき、本人の同意が必要です。

法定外項目の受診に同意される場合は、表面右上の「法定外項目受診同意欄」に自署してください。

(2) 問診項目等の事前記載

事前に、受診票に、既往歴・家族歴・問診項目・自覚症状をご記入ください。

(3) 生年月日と年齢をご確認ください。

※健診年齢は当年度3月31日時点の年齢。

(4) 作業条件の簡易な調査の記載（特殊健診対象者のみ）

受診票に同封の「作業条件の簡易な調査」を記載のうえ、受診時に忘れずに持参してください。

健康診断に関する注意事項

健康診断の効率的な進行が行われるように下記の事項に注意し、ご協力をお願いいたします。

(1) 健診会場ではマスク着用にご協力ください。

(2) 各人宛に事前配布の「健診受診票」「作業条件の簡易な調査（対象者のみ）」に必要事項を記入し、持参のうえ、受付をしてください。

(3) 混雑の原因となるため「健康診断受診票」に記載されている受診日時を厳守してください。
やむを得ない理由で受診できない場合、事業所については事前に健康管理室に問い合わせてください。

(4) 全員に血液検査があります。前日夜は脂肪の少ない食事で、アルコール、喫煙は控えてください。

※内服治療中の方は主治医にご相談ください。

前日夜10 時以降は食事を摂らないでください。

(あめ、ジュース等のカロリーのあるものも摂らないでください。)

健診時間が13時までの方は、起床後検査終了まで水以外何も摂らないでください。

健診時間が13時以降の方は、遅くとも朝9時までに軽食（おにぎりやサンドイッチなど）を済ませ、それ以降は検査終了まで水以外何も摂らないでください。

飲食により、血液検査結果が高くでる項目があります。やむを得ず飲食をされた方には、食後経過時間を確認させていただきます。

※検査当日は、水（糖分等を含まない水か白湯）の摂取はかまいません。

(5) 女性の方はレントゲン撮影用にTシャツを持参ください（金属・ボタン類のないもの）。

また、妊娠もしくは妊娠の可能性のある方は、事前に申し出てください。

(6) 人間ドックの勧奨

定期健診の項目は生活習慣病予防を中心に検査しています。

定期健診を受診してすべての疾患が発見されるものではありません。

これ以外の項目については、人間ドックの個別受診をおすすめします。

※人間ドックの結果を定期健診（特定健診）の結果として代用登録はこれまで通り可能です。

しかし、健診業者が発行する帳票には、健診業者が実施した健診結果のみが掲載され、人間ドックの結果は掲載されませんのでご了承ください。

※人間ドックの結果で代用する場合は、遅くとも8月末までに健康管理室または健康保険組合に提出してください。

(7) 特殊健康診断の業務内容等の変更について

「特殊健康診断受診票」に記載された内容は、所属部門への事前調査に基づいており、基本、変更等はできませんので、その旨ご了承ください。変更が必要な場合は、健康管理室にご相談ください。特定化学物質の一部（砒素・インジウム等）については、過去従事者の健診が義務付けられています。（特定化学物質障害予防規則39条第2項、令第22条第2項）